

松本 まさない News

NO. 62 発行日 2014. 7
発行元 形原町北淀尻19-15
市議会議員 松本まさない事務所
TEL 57-6999 FAX 57-9905
URL <http://www.sk.aitai.ne.jp/~kom-14/>

蒲郡市議会6月定例会が6月11日開会され、ラグーナ蒲郡運営事業支援交付金に関する条例の制定や蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正など議案10件と意見書1件を可決し、6月23日閉会しました。

条例の可決を受け、(株)HIS、愛知県、蒲郡市、トヨタ自動車(株)は6月24日に「ラグーナ蒲郡」の3事業をHISが新たに設立した子会社「ラグーナテンボス」に土地と建物、運営権を5億円で譲渡することを正式に発表しました。8月1日から事業を開始し、初年度決算から黒字をめざします。蒲郡市は今後10年間、総額30億円の事業支援金を支給します。地域の賑わいの創出、経済効果の拡大に期待しています。



荒木清寛参議院議員を迎えて国政報告会を開催

7月6日(日)午前10時より、公明党蒲郡支部の国政報告会を開催しました。1日に閣議決定された安全保障法制と公明党の対応について話がありました。安全保障環境の変化に対応して、武力行使は自国防衛に限定され、自衛権発動の要件を厳格化し、さらなる憲法の解釈拡大はできないとされた。従来解釈との整合性を確保し、「新3要件」の条件を厳格にし「軍事大国にならず」と明記され、外交で平和的に紛争を解決も表明していると説明がありました。

安全保障に関する閣議決定 『憲法の枠内でできる自衛の措置(武力行使)の限界を確定。』

「日本への武力攻撃に至らない事態」「PKOなど国際平和協力活動」「憲法9条の下で許容される自衛の措置」について協議されました。

特に「自衛の措置」(武力行使)の議論の中で、閣議決定の柱となっている自衛権発動の「新3要件」を詰めました。「新3要件」は、(1)わが国に対する武力攻撃が発生した場合、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、(2)これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、(3)必要最小限度の実力を行使する——という内容です。

これによって、憲法上許される自衛権の発動は自国防衛に限られることが明確にされ、外国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使はできないことも確認されました。

- 外国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権は認めていない。
- 憲法の平和主義は守られており、改憲には当たらない。
- 「専守防衛」は堅持。海外派兵は認めない。
- 政府解釈を維持させ自衛権行使に厳格な歯止めかけた。
- 「平和の党」として与党協議をリードした。
- 国民を守るために万全を期すため、憲法の枠内で可能な「自衛の措置」を明らかにした。



政府の一貫した憲法解釈である1972年の見解の基本的な考え方は変えていません。すなわち、武力の行使ができるのは、あくまで日本への武力攻撃が起こり個別的自衛権が発動される事態に匹敵するような極めて限定的な場合です。